



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 1 5 2 号 令和 2 年 1 月 1 4 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 2	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
1 3	解除予定保安林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
1 4	道路の供用を開始する件	道路整備課

### 【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和二年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社池田タクシー	三好市池田町トウゲ一四五番地七	株式会社池田タクシー	三好市池田町トウゲ一三八番地一〇	訪問介護	令和元年十月二十五日	令和元年十二月一日
有限会社シノハラ	名西郡石井町石井字石井四一二番地の六	シノハラ機能訓練デイ	名西郡石井町石井字石井四一二番地の六	通所介護	同 十六日	同 十一月三十日
株式会社なかた	徳島市北島田町一丁目七一番地一九	デイサービスなかた田宮店	徳島市北田宮一丁目一番四号	同	同 十一月十九日	同 十二月二十九日

徳島県告示第十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 解除に係る保安林の所在場所

三好市東祖谷菅生六〇七の一三から六 七の一五まで（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

徳島県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 7 2	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		上名西宇	三好市山城町上名字アサゼ七 七九番一地先	三三・四	令和二年一月十四日

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月十四日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項第三号中「、第二号若しくは第五号」を「若しくは第四号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。